

平成 27 年 8 月 27 日
自動車局安全政策課

**「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～SAS対策の必要性和活用～」について**

平成 15 年 3 月に策定したマニュアル「睡眠時無呼吸症候群（SAS）に注意しましょう」から 10 年以上が経過し、SASスクリーニング検査を実施する事業者は近年、増加の一途を辿っています。しかし、未だに事故後に初めて運転者のSASが発覚するというようなケースも後を絶たず、SASスクリーニング検査の実施は決して浸透したとは言いきれません。SASスクリーニング検査は、平成 26 年 4 月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるSASスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、10 年以上を経て、SASスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで模索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「SAS対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、SASスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、SASスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、本日、関係団体あて通知しました。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 鈴木、櫻井

電 話 03-5253-8111（内線 41624）

03-5253-8566（直通）

F A X 03-5253-1636